

平成26年 教育委員会第4回定例会 会議録

日 時 平成26年3月11日（火）

午後3時00分～午後5時08分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【図書・文化資源課】

- (1) 『議案第6号』千代田区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則
- (2) 『議案第7号』千代田区指定文化財の指定（平成26年4月1日）

【子ども総務課】

- (1) 『議案第8号』平成25年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書
- (2) 『議案第9号』千代田区立教育委員会会議規則の一部を改正する規則
- (3) 『議案第10号』子ども・子育て会議委員の任命

【指導課】

- (1) 『議案第11号』人事案件【秘密会】

第 2 協議

【子ども総務課・子ども支援課・指導課】

- (1) 千代田区教育委員会事務局内規則の一部改正等

第 3 報告

【子ども総務課】

- (1) 平成26年度第1回区議会定例会報告
- (2) 区立保育園卒園式・各学校卒業式及び入学式等日程（修正版）

【子ども施設課】

- (1) 麴町保育園施設整備の進捗状況

【子ども支援課】

- (1) 認可外保育施設の開設について

【児童・家庭支援センター】

- (1) 千代田区立富士見わんぱくひろば条例施行規則の一部を改正する規則
- (2) 千代田区立児童・家庭支援センター、千代田区立児童館及び千代田区立富士見わんぱくひろばの目的外使用に関する規則の一部を改正する規則

【指導課】

- (1) 平成25年度指導課事業評価

第 4 その他

- (1) 中高一貫校について

## 出席委員（5名）

教育委員長	近藤 明義
教育委員長職務代理者	古川 紀子
教育委員	市川 正
教育委員	中川 典子
教育長	島崎 友四郎

## 出席職員（11名）

子ども・教育部長	大畠 康平
次世代育成担当部長	高橋 誠一郎
参事（子ども健康担当）	田中 敦子
子ども総務課長	村木 久人
副参事（特命担当）	大井 良彦
子ども施設課長	辰島 健
子ども支援課長	亀割 岳彦
児童・家庭支援センター所長	山下 律子
学務課長	依田 昭夫
指導課長	佐藤 興二
図書・文化資源課長	柳 晃一

## 欠席委員（0名）

## 欠席職員（0名）

## 書記（2名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	田口 有美子

近藤委員長	<p>それでは、開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。</p> <p>ただいまから、平成26年教育委員会第4回定例会を開会いたします。</p> <p>本日、市川委員が、少し遅れるという連絡が入っております。定足数は達しておりますので、このまま予定どおりに進めていきたいと思っております。</p> <p>今回の署名委員は、中川委員にお願いいたします。</p>
中川委員	はい。
近藤委員長	<p>本日の議事日程はお配りしてあるとおりでありますが、議案第1、指導課分の（1）、議案第11号人事案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書きの規定に基づき、非公開としたいので、その可否を求めます。</p>

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

ありがとうございます。

それでは、非公開とします。

この件につきましては非公開となりましたので、議事日程の最後に、関係者以外退席して行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

## ◎日程第1 議案

### 図書・文化資源課

(1) 『議案第6号』千代田区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

(2) 『議案第7号』千代田区指定文化財の指定(平成26年4月1日)

### 子ども総務課

(1) 『議案第8号』平成25年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

(2) 『議案第9号』千代田区立教育委員会会議規則の一部を改正する規則

(3) 『議案第10号』子ども・子育て会議委員の任命

近藤委員長

それでは、日程第1、議案に入ります。

議案第6号、千代田区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について、図書・文化資源課長より説明願います。

図書・文化資源課長

それでは、議案第6号、千代田区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則でございます。

前回の教育委員会におきましてもご協議をいただきました文化財保護条例、同施行規則に定めます文化財保護調査員の見直しに伴うものでございます。

今回の見直しとしましては、調査員の職務内容及び定数等の見直しをさせていただきます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

近藤委員長

ご意見、ご質問等ございますか。

前回、幾つかご質問を出して、その後、お答えをいただいていると思います。特に新しいものがなければ、採決でよろしいですか。

(了 承)

近藤委員長

それでは、特にないようですので、議案第6号について採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

ありがとうございます。

全員賛成につき決定することとします。

次に、議案第7号、千代田区指定文化財の指定について、図書・文化資源課長より説明願います。

図書・文化資源課長

前回の教育委員会におきましてもご協議をいただきました平成26年度千代田区指定文化財の指定につきまして、今回は議案として提出させていただくものでございます。

今回、平成26年度の千代田区指定文化財の指定につきましては、有形文化財（考古資料）、江戸城跡出土本丸関係資料、89点と、有形文化財（歴史資料）、震災復興橋梁図面（麹町区・神田区）の55点、そして、3つ目としまして、有形文化財、水盤、1基の3件を新たに指定文化財として指定するものでございます。

前回、ご説明させていただきましたが、今回、指定をご同意いただけるものとなりますと、区の指定文化財は全部で71件となるものでございます。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

近藤委員長

ご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

これも前回、協議の際に幾つかご質問をいただき、お答えをいただいたものです。特に新たなものがなければ、採決ということによろしいですか。

（了 承）

近藤委員長

それでは、議案第7号について採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

近藤委員長

ありがとうございます。

全員賛成につき決定することとします。

次に、議案第8号、平成25年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について、子ども総務課長より説明を願います。

子ども総務課長

それでは、議案第8号、平成25年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書についてご説明いたします。

お手元の資料、ホチキスどめになっております、少々厚いものですが、こちらが報告書の案ということになりますのでご覧ください。

まず、1枚めくっていただきまして、左側ページに目次がございます。全体の構成といたしましては、例年とほとんど変わってございません。冒頭に概要ということで、この点検・評価の趣旨、それから今回の評価の大まかな内容、その次に対象となる事業の一覧、それから定性的評価ということで、シート形式による点検・評価シート、こちらの評価をそれぞれの事業についてつけてございます。それから、その後には有識者の方々の意見を踏まえて、最後に各事業についての課題及び今後の取り組みの方向性といった構成になっております。

内容につきましては、これまで何度かこちらの委員会でもご報告、あるいは協議していただきました内容そのものでございますので、今回、特に説明は省略させていただきます。

以上でございます。

近藤委員長

ありがとうございます。

これもご意見、ご質問等ありましたら、どうぞお願いをいたします。

これも今、ご説明をいただいたように、ご指摘をいただいた分、後半の47ページになりましょうか、各事業についての課題及び今後の取り組みというところで詳細に述べられております。教育委員会としての今後の方向性が示されているわけで、報告書としてはこういう形でもよろしいのではないかなと理解するところです。

採決でよろしいですか。

(了 承)

近藤委員長

それでは、議案第8号について採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき決定することとします。

次に、議案第9号、千代田区教育委員会会議規則の一部を変更する規則について、子ども総務課長より説明を願います。

子ども総務課長

それでは、議案第9号、千代田区教育委員会会議規則の一部を改正する条例でございます。

こちら、お手元の資料、ホチキスどめになっております2枚のものでございます。

1枚目は概要ということで、こちらにつきましては、前回、協議事項で出させていただいたものと同じでございます。

前回、ご説明いたしましたとおり、改正理由といたしましては2点、1点は、教育委員会への請願・陳情を行う場合の手続並びに受理した請願書・陳情書等の処理に関して疑義がないように新たに規定する。その他規定の整備ということで、その他の規定の整備の内容といたしましては、2番の改正概要の(1)から(3)まででございますように、委員の議席の決定、それから委員長及び委員長職務代理者の選任に当たって、現在は単記無記名投票のみとなっているものを、委員に異議がない場合には指名推薦の方法を用いることができる規定を新たに設ける。それから、会議時間につきましては、実態に合わせまして、午後の3時からに改めるというものでございます。

こちら、(2)につきましては、前回の協議の際にもご指摘がございましたが、特に何か現状で問題があるということではございませんで、ただ、委員長及び委員長職務代理者の選任におきまして、選任方法について、より柔軟な選任ができるよう、多様な方法を定めておくということでございます。

現在、教育委員会のあり方そのものにつきまして、さまざま議論がされているところでございますので、今後、教育委員会制度がどうなるかということ自体が、この先、変わってくるということがございますが、それまでの間ということでございますが、こういった形で、委員長及び委員長職務代理者の選任についても規定しておきたいということでございます。

それから、請願につきましては、最近何件か請願がございましたが、そういった場合の手続につきまして、現在明記されている規定がございませんので、この際でございますので、こちらの会議規則の中に定めておきたいとい

う、そういった趣旨でございます。

施行日は、平成26年の4月1日からということになります。

具体の規則案につきましては、次の新旧対照表の形をもって添付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

ご説明は以上になります。

近藤委員長

ありがとうございます。

これも前回、協議をした内容ではございますが、何かご質問等ございますか。

いかがでしょうか。第9号、ご質問、ご意見等ございますか。よろしいですね。

(なし)

近藤委員長

それでは、特にご意見なければ、採決をしたいと思います。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき決定することとします。

次に、議案第10号、子ども・子育て会議委員の任命について、子ども総務課長より説明を願います。

子ども総務課長

それでは、議案第10号、子ども・子育て会議委員の任命についてご説明いたします。

子ども・子育て会議につきましては、平成27年度から子ども・子育ての新制度を開始するに当たりまして、子ども・子育て支援施策全般につきまして議論する「子ども・子育て会議」を条例に基づき設置させていただいたところでございます。こちら子ども・子育て会議につきましては、区の附属機関ということになっておりますので、その委員の任命に当たりましては、教育委員会の決定が必要ということで、今回、議案として出させていただきます。

こちらの委員につきましては、平成25年の第18回定例会におきまして既に23名の委員の方を任命していただいているところでございますが、こちら子ども・子育て支援の会議の中でのさまざま議論で、今後、小学校との連携、そういったことが必要となるということがございますので、小学校長会の校長先生をお一人、現在、番町小学校の額賀先生ですが、額賀先生に新たに委員に就任していただきたく、今回、任命の議案を出させていただきます。

この結果、委員につきましては、次の2枚目でございますように、こちらの24名ということになります。

ご説明につきましては以上です。

近藤委員長

ご質問等ございますか。

どうぞ。

中川委員

委員の中で、「今は学校の保護者ですけども、今年子どもが卒業してしまう」というような方についてはどうなるのでしょうか。

子ども総務課長 一応、委員の任期につきましては2年ということにさせていただいておりますが、本年度から来年度につきましては特別に、この法令が施行されるに当たりまして、子ども・子育ての事業計画というものをこの会議の議論を経た上で成立するという事になっております。そのため、平成27年度からの計画ということになりますが、その計画が策定されるまでは、できるだけ現在の委員の方にやっていただきたいと思いますと考えております。もちろん委員の方のご都合とかでできない場合には、新たな委員をまたこの場で任命していただくという形をとりたいと考えております。

中川委員 はい。

近藤委員長 そのほかはいかがでしょうか。

平成24年度にできた法律に基づいて策定される組織であるということですよ。

子ども総務課長 そうです。

近藤委員長 何かございますか。

(なし)

近藤委員長 特になければ、これも採決でよろしいですか。

(了承)

近藤委員長 それでは、議案第10号について採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長 全員賛成につき決定することとします。

## ◎日程第2 協議

### 子ども総務課・子ども支援課・指導課

#### (1) 千代田区教育委員会事務局内規則の一部改正等

近藤委員長 それでは、日程第2、協議に入ります。

初めに、千代田区教育委員会事務局内規則の一部改正等について、子ども総務課長より説明を願います。

子ども総務課長 それでは、協議事項の1番、千代田区教育委員会事務局内規則の一部改正等についてご説明申し上げます。

今回、教育委員会の規則につきまして、7件改正を予定しております。それについての協議でございます。

7つにつきましては、本日の資料の一番上に一覧表という形で出しております。区立幼稚園の使用条例の施行規則、それから、幼稚園の教職員に關しましての勤務、給与、手当等に関するものが6件、合計7件でございます。

詳細につきましては、それぞれの所管課からご説明させていただきます。

子ども支援課長 一番目の幼稚園の使用条例の施行規則の改正についてですが、こちら、子ども支援課の所管なんです、子ども支援課では、保育園の入園事務と幼稚園の入園事務、両方を行っております。幼稚園につきましては、次世代育成

関連ではなく、教育に関する事務ということで、今回、協議に上げさせていただいております。内容につきましては、様式の変更です。

2枚おめくりいただきまして、幼稚園は、ご案内のとおり、幼保一体施設の幼稚園につきましては、短時間の幼稚園課程部分と、あと、長時間保育というものを設けてあります。この長時間保育の幼稚園は、保育園と同じ入所の基準により入園の措置をしております、したがって、保育園と同じ様式の書類を使うという趣旨で、幼稚園の申し込みの様式から保育園と類似した形に様式を合わせるといった趣旨でございます。

内容的には、2枚おめくりいただきました、この新しい改正後の申請書の真ん中ぐらいに第1希望、第2希望と、区内に長時間保育課程の幼稚園は昌平と千代田の2園しかないんですが、こちらに希望を入れていただくと。その右側に、保育園全園、いわゆる待機児というところでカウントになりますので、区内のどこの保育園にも希望はしないと、特定の園だけ希望した場合のアンケート調査を入れてあります。これは、待機児童と、もう一歩進んで、近くで希望する園でないと入らないという方の人数を確認するための事項です。これを加えました。

さらに1枚めくりますと、旧様式が掲載されています。旧様式では、真ん中あたりの「入園希望園」というのに、千代田・昌平しか限定がありません。ただ、保育園も含めると、これだけの様式では足りませんので、表のとおり改正後の様式に変更したという内容です。

説明は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

今のご説明いただいた部分で、ご質問、ご意見等ございますか。

どうぞ。

中川委員

改正概要のところの「千代田幼稚園・昌平幼稚園の選択式から自書とする」という、この「自書」というのは、自分で選んで自分で書くということですか。

子ども支援課長

これは、今までは、もう一枚おめくりいただきまして、4枚目に改正前の様式が出ているんですが、こちらの真ん中に記載の入園希望園が「千代田・昌平」という形になっています。ただ、今、冒頭、私が説明申し上げたのは、幼稚園の長時間部分については保育園と同じ扱いの申請になりますので、この様式では、千代田・昌平の幼稚園とほかの保育園と一緒に希望ということが受けられないんですね。したがって、この改正後の様式にしますと、第1希望、第2希望のところ、ここに保育園を書いてもいいし、千代田・昌平の幼稚園の長時間を書いてもいいという形で、複合して使えるような形に変えたという考え方です。

中川委員

はい。

近藤委員長

どうぞ。

古川委員

改正前の様式の下の方に、同意事項を求める欄があったんですが、それが今度の改正後はなくて、それはどうしてなのでしょう。



子ども支援課長 保育園の様式が、改正後の様式の形式と似ているんですけども、保育園は、同意事項について、別紙で、確認書という形で親の確認をチェックしていただいて、名前を書いてもらう紙があるんですが、これと同じ方法にしています。この確認書の様式については、規則ではないのですが、こちらに移行して、保育園でも幼稚園でも、どちらを希望しても同じものが使えるようにしました。この旧様式に書いてある同意事項というのが確認書と重複してしまうので削除しました。

古川委員 はい。

近藤委員長 先ほど中川委員から質問があった、今、資料として出していただいた2枚目のプリントですね。これは、特に外へ出て行ってどうこうというものではないですよ。あくまでもこの会議のためのものですよ。

子ども支援課長 2枚目といいますと、申請書の改正後のほうでしょうか。

近藤委員長 いえいえ、資料として出していただいているこの2枚目のものです。

子ども支援課長 こちらは内部資料です。

近藤委員長 のものですよ。

子ども支援課長 そうです。

近藤委員長 中川委員の質問は、課長の説明を聞いていると、今までは幾つか幼稚園の名前が書いてあって、いずれかを選択するような選択式から「自書」という、その表現がどうもしっくりこないという意味での質問であったと思うので、選択じゃなくて、自分から行く幼稚園・保育園を記載するという意味ですよ。

子ども支援課長 そうです。ちょっとわかりづらくて申しわけないです。

近藤委員長 それは、意味が理解できればよろしいですね。

中川委員 そうですね。ただ、このまま規則になってしまうわけではないということですよ。

子ども支援課長 じゃないです。これは改正の概要なので、こういうことを、様式として選択して丸をするものから自分で書くように改めたということで、制度を改めたわけじゃないです。

近藤委員長 ありがとうございます。  
ほかにはいかがですか。

(なし)

近藤委員長 それでは、子ども支援課長ご担当の部分はこれで終わりです。  
特にほかはないようであれば、次回の教育委員会に議案として提出し、決定することとしたいと思います。

子ども支援課長 次に、指導課長分で説明をお願いします。

指導課長 私のほうからは、一覧の2番から7番についてご説明申し上げます。  
まず、1点目、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の改正についてでございます。  
今回の改正の趣旨といたしましては、病気休暇の見直しでございます。  
改正の概要といたしましては、現行の病気休暇は休暇の取得日数の限度を

定めてごさいませんでした。しかし、休養を要する期間が90日を超える場合、91日目に心身の故障を理由とした分限休職処分とする運用をしており、このような実態を規則上に明確にし、あわせて必要な見直しを行っているものでございます。

1枚おめくりいただけますでしょうか。新旧対照表がございませぬ。

具体的に申し上げますと、改正後の2項、第16条2項をご覧ください。こちら、下線部のとおり記載がありますように、「ただし、当該期間は、連続して90日を超えることができない」と記載があります。明確に「90日」と記載したものでございませぬ。

また、3項にありますように、こちらは少しと長い文章なんですけれども、病気休暇期間中の新たな病気が発症した場合の取り決めでございませぬ。病気休暇の期間中に明らかに異なる疾病による休養を必要とする場合は、明らかに異なる疾病を発症した日の初日から起算して90日目までの範囲内で、必要な期間の病気休暇を取得することができるというものでございませぬ。

次に、第4項でございませぬけれども、こちらは、病気休暇を通算でカウントするということを明確化した条文でございませぬ。例えば、最初に20日間病気休暇をとったとします。その後、復帰をし、またさらに病気休暇に入った場合、それを合算して90日間までは休暇がとれるというものでございませぬ。

第5項につきましては、例外規定でございませぬ。条件附採用期間中の職員については、90日を引き続き休養が必要な状態にあると認められる場合には、任命権者の認める期間とするというものになってございませぬ。

第6項につきましては、こちらは、病気休職後に病気休暇をとる場合には、同じ病気ではなく、異なる病気になったときに限るというものをあらわしているものでございませぬ。

その他、さまざまな改定、文言の整理をしております。

なお、施行期日につきましては、平成26年4月1日となっております。

こちらが2点、2番目のものです。

3番目の幼稚園教職員の給与に関する条例施行規則の改正についてでございませぬ。

こちらの改正趣旨は、先ほど申し上げました勤務時間と条例施行規則における病気休暇の見直しに対応した改正でございませぬ。

改正の概要につきましては、減額免除日数の算定において、前後の病気休暇を通算する規定を明文化したものでございませぬ。

1枚おめくりください。新旧対照表にあります第11条の第2項でございませぬ。

下線が引いてありますが、下から2行目、「前後の病気休暇の期間を通算するものとする」ということで、これまでは、90日間消化していなくても、給与に関しては有給で出ておりました。ただし、2回目に病気休暇をとったときには、給与は出されておりました。それをきちんと合算としてカウントすることができましたので、その範囲内であれば給与は出ますよと

いうものでございます。

こちらも施行期日は4月1日からでございます。

次の4番でございます。幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の改正についてでございます。

改正の趣旨につきましては、平成25年12月24日、第22回定例会で議決していただきました幼稚園教育職員の給与条例における住居手当制度の改正に伴う改正でございます。

改正の概要につきましては、扶養親族を有する、有しないというものが、前回の改正前の条文にございました。なので、①、②にありますように、説明あるいは届出準用の規定を削除したものでございます。また、③にありますように、支給要件に家賃の支払基準が設定されたことを受けて、教育委員会の家賃算定義務を明文化したものでございます。④は住居届の様式を改正したものでございます。

1枚おめくりいただきますと、今ご説明申し上げましたのが、第2条の3、削除、第3条の2、削除、第4条の2、家賃の算定の基準、第4条の2の4行目の左から、「別に定める基準に従い」ということで、職員の給与に関する条例の一部改正の際に、27歳までは2万7,000円、28歳から32歳までは1万7,600円、その他8,300円等々の改正が行われましたので、それを受けての改正となります。

なお、こちら平成26年4月1日の施行期日となっております。

続きまして、第5点、5番目です。幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の改正についてでございます。

改正の趣旨でございますが、こちら平成25年12月24日、第22回定例会において議決していただきました区立学校管理運営規則改正に伴う条ズレの記載の修正でございます。

改正の概要につきましては、1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。

別表第1の第3条関係の備考欄でございます。下線に示してありますように、規則第6条の4第1項という記載が、条ズレによりまして、同規則第6条6第1項の条ズレを修正したものでございます。

こちらにつきましては、公布日が施行期日となっております。

続きまして、6点目です。幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の改正についてでございます。

こちらの改正の趣旨につきましては、区立学校管理運営規則改正に伴う、先ほどの条ズレの記載と同様でございます。

1枚おめくりいただきますと、やはり新旧対照表、下線部分、第6条の4が第6条の6になっております。

施行期日につきましては公布日となっております。

そして、最後の第7点目です。幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の改正についてでございます。

こちらの改正趣旨も、先ほどご説明申し上げましたように、管理運営規則の改正に伴う条ズレの記載の修正でございます。

改正の概要につきましては、1枚おめくりいただきまして、新旧対照表の下線部でございますように、第6条の4が第6条の6になったものでございます。

こちら先ほど同様、施行日は公布日となっております。

説明は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

数点ございましたけれども、いかがでしょうか。ご質問、ご意見ございますか。よろしいですか。

(なし)

近藤委員長

特にないようですので、これらの件についても、次回の教育委員会に議案として提出し、決定することといたします。

先へ進んでまいります。

### ◎日程第3 報告

#### 子ども総務課

- (1) 平成26年度第1回区議会定例会報告
- (2) 区立保育園卒園式・各学校卒業式及び入学式等日程(修正版)

#### 子ども施設課

- (1) 麴町保育園施設整備の進捗状況

#### 子ども支援課

- (1) 認可外保育施設の開設について

#### 児童・家庭支援センター

- (1) 千代田区立富士見わんぱくひろば条例施行規則の一部を改正する規則
- (2) 千代田区立児童・家庭支援センター、千代田区立児童館及び千代田区立富士見わんぱくひろばの目的外使用に関する規則の一部を改正する規則

#### 指導課

- (1) 平成25年度指導課事業評価

近藤委員長

日程第3、報告に入ります。

子ども総務課長より全体の報告をいただいた後、必要に応じて担当課長より補足をお願いいたします。

子ども総務課長

それでは、報告事項の1番目、子ども総務課から、平成26年度第1回区議会定例会についてご報告いたします。

お手元にホチキスどめの資料、1冊ご用意してございますので、そちらをご覧ください。

現在、第1回区議会定例会が開催されておりますが、こちらにおきましての代表質問、一般質問について、教育に関する部分を抜き出したものがこの

資料でございます。

最初に、自民党の戸張議員から、子ども・子育て支援についてということ。

続きまして、2ページ目、はやお恭一議員から、教育委員会制度についてということ。

それから、3ページ目、大串ひろやす議員から、防災教育についてのご質問です。

それから、次のページへ行きまして、永田議員から、児童の権利条約についてのご質問。

それから、もう1枚めくっていただきまして、6ページ目、こちら、申しわけございません、資料の修正がございます。松本議員の質問要旨のところ、1番、「からの千代田」となっておりますが、「からの」は削除していただきたいと思っております。千代田区の教育についてのご質問ということでございます。

それから、次のページ、8ページ目、河合議員から、シティズンシップ教育・ダイバーシティ教育についてということのご質問がございました。

それから、次のページ、寺沢議員から、子どもたちの教育を取り巻く状況についてということで、教育委員会制度、道徳の教科化、それから学級編制についての質問がございました。

それから、1枚めくっていただきまして、11ページ目、飯島和子議員から、教科書検定基準、それから首長権限を強化する教育委員会制度について、それから道徳の教科化について、それから区立小中学校の環境整備ということで、スクールカウンセラーと区費採用時間講師、こちらについてのご質問がございました。

質問につきましては以上です。

答弁の内容等につきましては、こちらの資料をご覧いただきたいと思っております。

こちらについてのご説明は以上です。

続きまして、次の(2)、区立保育園卒園式・各学校卒業式及び入学式等の日程の修正についてのご報告でございます。

資料にございますように、本年度の保育園、それから各学校についての卒業式・入学式についてはこちらの日程で行います。本年につきましては、平成26年度入学(園)式日程のところがございますように、神田一橋中学校の通信教育課程につきましては、入学者がいないため、入学式は実施しないということになります。

以上、2件のご説明については以上ということになります。

それでは、内容的にたくさんあるようですので、一回ここで切りたいと思います。

今ご説明いただきました2点について、いかがでしょうか。ご質問等ございますか。

近藤委員長

(な し)

近藤委員長

特になければ、先へ進んでまいります。

それでは、3番以降をご説明ください。

子ども総務課長

では、次に、次世代関係、こちらについてのご報告ということで、私のほうからまとめてご報告させていただきます。

まず、1件目は、子ども施設課になりますが、麴町保育園の施設整備の進捗状況ということで、麴町保育園の新園舎についての基本設計の概要がまとまりましたので、本日、資料をおつけしてございます。

こちらについては、後ほど担当の課長から説明がございます。

続きまして、子ども支援課から、認可外保育施設の開設についてということで、今般、富士見地区、こちらのほうに転入世帯等が多い関係がございまして、保育需要が多いということで、富士見の1-6-1に認可外の保育施設を新たに開設することとなりましたので、そちらのご案内がございます。

それから、次に、児童・家庭支援センターからなんですが、富士見のわんぱくひろば、それから、児童館及び富士見のわんぱくひろばの目的外使用に関する規則、こちら、両規則が改正されるというお知らせがございます。

まず、富士見のわんぱくひろばですけど、こちらのクラブの定員を、従来の60人から90人に改めまして、さらに学童クラブを2つに分割して運営することができる旨の規定を置きました。そういった内容の改正がございます。

それから、目的外使用に関する規則につきましては、こちら、西神田児童・家庭支援センターの会議室Bにつきましては、中学生の障害児の放課後居場所事業、こちらで使用するというので、目的外使用ができなくなりますので、その目的外使用の対象施設から除外するということ。

それから、富士見のわんぱくひろばの集会室につきましては、学童クラブの育成室として使用するため、同じく目的外使用ができなくなりますので、目的外使用ができる施設から削除すると、そういった内容の改正がございます。

どちらにつきましても、平成26年4月1日から施行されるということになっております。

次世代関係の報告につきましては以上ということになりますが、子ども施設課長から補足の説明をいたします。

子ども施設課長

麴町保育園整備の進捗状況につきまして、資料に基づきご報告いたします。

本件につきましては、昨年12月24日の教育委員会で、基本設計業者が決定し、設計作業に入る旨ご報告いたしました。本日は、基本設計の概要のご報告をいたします。

資料は、麴町保育園新園舎の概要についてと、平面図、断面図の図面2枚になっております。なお、図面につきましては、現在まだ最終的な調整を行っておりますので、ご承知おきください。

では、概要に基づきながら説明させていただきます。

新園舎の建物ですが、定員約100名の区立の認可保育園で、地上3階、地下1階、屋上階の鉄筋コンクリート造の建物になります。

設計に当たりましては、3番にございますが、設計コンセプトに基づいた設計をしております。「子どもが安心して安全に過ごせることは勿論のこと、社会のニーズや環境の変化に柔軟に対応できる園舎とする。さまざまな保育形態に対応し、子どもが異年齢とも幅広く関わりながら、心と体をのびのびと健やかに成長させていくための乳幼児期にふさわしい生活の場を提供できる園舎とする。定員に見合った適正規模の園舎とするとともに、可能な限り低層でコンパクトな建物とする。環境配慮や省エネ対策等を積極的に取り入れ、施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減を図る」といったものでございます。

続きまして、図面をご覧いただきながら、お聞きいただければと思います。

まず、各階でございますが、地下1階は、厨房、倉庫、更衣室です。1階は、0歳児室、1歳児室、また病後児保育室、事務室などを配置します。2階は、2歳児室、3歳児室と遊戯室、3階が4歳児室、5歳児室、遊戯室となります。

なお、2階、3階部分につきましては、可動間仕切りで広く使用することが可能なつくりとしております。

屋上階につきましては、トイレ、倉庫、設備スペースを予定しております。

今後のスケジュールでございます。

微修正が多少ございますけれども、本日のこの資料をもちまして、地元、また保護者への説明を行ってまいります。その後、本年度基本設計が完了し、平成26年度は実施設計を行います。また平成26年度末から旧園舎の地下解体工事、新築工事に着手し、平成28年5月ごろまでの工事予定、開設は平成28年の夏ごろを予定しております。

説明は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

4点ほどございますけれども、いかがでしょうか。ご質問等ございますか。

どうぞ。

古川委員

富士見わんぱくひろばの件なんですけど、ちょっと教えていただきたいんですけど、定員が90人になったということで、定員はあるけれども、弾力的に人数を増やして、定員を超えて事業を利用させることができるって、その下に、その学童クラブを分割して運営することができる。ただし、この場合は分割後は定員を超えることができないというのは、ちょっと意味がわからなかったんですけど。

児童・家庭支援センター所長

この意味ですか。

古川委員

はい。

児童・家庭支援センター所長

5条の中で、まず、60名だった定員を90名に変更しています。学童クラブの定員としては90名になるんですけども、90名を1つの学童クラブとして運営するのではなくて、そのクラブを2分割して運営することができるという規定を設けていて、大規模なクラブで運営するのではなくて、2分割して運営していくということをここで明記しているものです。ですので、全体としては、1つのクラブとしては、定員は、それぞれのクラブに定員を設けているのではなくて、1つのクラブで90名として定員を設けているということです。

古川委員

では、90人にわんぱくひろばの学童の人数が増えて、それで、今は1つのクラブとして運営するのでしょうか。

児童・家庭支援センター所長

そうです。

古川委員

1つのクラブとして。

児童・家庭支援センター所長

1つのクラブなんですけれども、それを2つに分け、設置上は1つのクラブになっているんですけども、運営上は2つに分割して運営しているという形に4月以降するという事です。

古川委員

例えば、プラザの1クラスだったところを2クラスになったというような感じでしょうか。

児童・家庭支援センター所長

活動のスペースとしては2つの部屋を使っているんですけども、クラブとしては1つのクラブが大きくなったというイメージです。

古川委員

この90人の定員のクラブを2つに分けて運営することができて、その場合は、「前項の定員を超えることができない」となっていますよね。何でここに来ると、弾力的な人数の設定でなくなってしまうのかと。

児童・家庭支援センター所長

施行規則の中では、このわんぱくひろばだけではなくて、ほかの区立の学童クラブもそうですけれども、条例施行規則の中では弾力的に受け入れるということは明記していません。ですので、基本的には、定員は90名を超えることはできないという規定になっています。それは、弾力的に受け入れるのは、運営上やっていることですので、規則の中では定めていません。

古川委員

でも、特に必要と認めるときはという、区長と協議の上、定員を超えてというところは、そっちのほうにただし書きのようなことなんでしょうか。第5条の定員は90人とすると、増えましたよね。そこに、「指定管理者が」から始まって、「必要と認めるときには、当該定員を超えて事業を利用させることができる」となっていますが、これは、90名だけでも、弾力的な運営ができるという意味ですか。

児童・家庭支援センター所長

基本的には、定員は90名と定めていて、ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、区と協議をして、その人数を超えて利用させることができるという意味です。

古川委員

それで、今度、指定になるとできない……

児童・家庭支援センター所長

5条の2のところでは明記しているのは、このクラブを1つとして運営するのではなくて、2つとして分割して運営することができるということで、このところに、5条の2で、あえて2つに分割して運営することができる規



定というのを明記しているということです。

古川委員 それもわかるんですが、2つにすると定員を超えることができないという  
ただし書きになるというのが……

児童・家庭支援センター所長 この5条の2で明記している定員というのは、この5条の最初のところ  
の定員が90名とありますよね、そちらの定員を、これを超えることができな  
いということで明記しています。実際に受け入れる人数と定員というのが違  
いますので、定員は90名を超えることができない。ただし、定員ということ  
ではなくて、定員はマックスが90名なんですけども、90名を超えて受け入れ  
ることができるというのが、5条の最初のただし書き以降に書いてあるとい  
うことです。

古川委員 学童クラブの人数の一覧を、申請状況ですか、各学童クラブの申請状況の  
一覧を見ると、弾力枠がありますよね。その弾力枠の中には、定員ではなく  
て、一定期間、短い期間入る方とか、定員とは違う扱いの方がいらっしゃる  
ということなんでしょうか。

児童・家庭支援センター所長 具体的に富士見わんぱくひろばのことを申し上げますと、定員は90名で  
す。ですけれども、弾力枠定員で、希望者が96名いまして、96名全員を受け  
入れているということになります。

弾力枠の考え方なんですけども、定員から、児童館の併設型の場合は、ク  
ラブによるんですけども、10%から20%ぐらいの、枠を超えて弾力枠として  
定員を超えて受け入れているというのが現状的にありまして、その理由は、  
全員の子が毎日学童クラブを利用しているわけではありませんので、本来の  
定員は定員として設けているんですけども、クラブによって弾力的に定員を  
超えて受け入れているということで、弾力定員というのを設けております。

古川委員 何となくわかりました。

近藤委員長 いや、どうぞご質問、結構ですし。

どうぞ。

中川委員 分割して運営すると書いてありますが、なぜ2つに分けたのかというこ  
とがわかりづらいのですが。

児童・家庭支援センター所長 1つのクラブは、上限が70名という規定がありまして、70名を超えるク  
ラブについては2分割として運営することが好ましいということが、厚労省か  
ら出ていますガイドラインに明記されています。それで、2クラブに分割す  
ることによって、職員、スタッフの数をそれぞれ、2つのクラブを運営して  
いる形でスタッフを配置することができますので、便宜上2分割に運営して  
いくものとなりました。

古川委員 確認なんですけども、1クラブ70名まで運営できるからわんぱくひろばを2分  
割して運営するけれども、受け入れる人数が90人ぐらいまでだから、70名ま  
では増やせないというような意味のことなんでしょうか。そういうことでも  
ない。

児童・家庭支援センター所長 いえ、違います。従来、富士見わんぱくひろばの学童クラブの定員は60名  
だったんですけども、それは1つの部屋を使っただけの受け入れが、ガイドライ

ン上では、1人当たりの子どもに対する占有面積というのが決まっています、それで計算しまして、約60名ということで定員を設定しておりました。その部屋だけでは、活動するスペースとして、定員を増やすることができないので、別の部屋を学童クラブ室に変えまして、そこも転用しまして、両方あわせて面積を計算し、定員を今回90名に増やしたものです。1つのクラブとしては90名で、両方あわせまして1つのクラブとしては90名の定員なんですけども、2分割に分割することによって、大規模なクラブの運営による、例えば職員の目が行き届かず、子どもへの目が行き届かず、けがなどが、大規模なクラブですと、増えたりすることが想定できますので、そういったことを回避するために、便宜上2分割としてクラブを運営していくということで、5条の2で規定させていただいているものです。

近藤委員長

いかがでしょうか。大丈夫ですか。

実態がよく見えない私どもにしてみると、この文章からだけだと、なかなか細かなところが理解できないかなという部分があると思うんですね。

例えば、2分割といっても、完全に2等分という意味合いを想定して2分割とおっしゃっているんですか。

児童・家庭支援センター所長

完全に最初から2分割をするという場合には、学童クラブを2つ設置すると東京都に届け出をします。

近藤委員長

わかりました。

よろしいですか。大丈夫ですか。

ほかにご質問はいかがでしょうか。

(なし)

近藤委員長

それでは、先へ進んでまいります。

第7番、25年度指導課事業評価について説明ください。

指導課長

指導課長から説明をさせていただきます。

平成25年度指導課事業評価結果（速報）、教育委員会資料に基づいてご説明を申し上げます。

A3の大きなものです。カラー刷りのものです。

こちらは、毎年度指導課事業に対しまして、学校、幼稚園、こども園の管理職及び教職員並びに保護者の皆様から評価をいただいているものでございます。それぞれ項目ごとに、事業の重要度と事業の満足度について集計をした表が載っております。また、その表の下段に、その数値をグラフ化したものを記載しております。

1つ1つやっていきますと結構な時間を要しますので、概略的なところだけご説明申し上げます。

まず、総括的に評価いたしますと、ほとんどの事業は4点満点の3.0を超え、3.5に迫る事業も多く、満足度は高かったものと認識しております。

それでは、まず初めに、満足度の高かった事業についてご説明申し上げます。

5ページ目をご覧ください。14番のスクールライフ・サポーター（小）、

小学校に配置しているスクールライフ・サポーターについてでございます。

もう委員ご承知のとおり、地域の子育て経験等のある方を各小学校に二、三名配置しているものでございます。学級のさまざまな活動や、休み時間、給食や掃除の時間に声かけ、見守り、生活面におけるサポートを行っている事業でございます。また、社会のルールを伝えたり、相談に乗ったりし、保護者へのサポート、保護者会での面談の中で、子育てについてのアドバイスを行っているもので、やはりこちらは、きめ細かに個に応じた指導が充実できるということを評価していただいたところかと思っております。

続きまして、8ページをご覧ください。8ページの22番、健康・食育・体力向上プランでございます。

そちらにつきましては、昨今、健康面だとか食育・体力向上についての意識が、やはり学校も保護者も高うございます。私どもは、学校・園の計画に基づいて実施できるような予算配置をしているものでございます。こちらにつきましても、管理職3.70、あるいは教職員3.35、保護者3.52と高い評価となっております。

特に、幼稚園では、大学の先生に、体を動かす喜びだとか、運動遊びの楽しさを教えるために、大学の先生に教わっているという事業が特徴的でございます。また、小学校においては、日本の国技を学ぼうということで相撲連盟の指導員の方に来ていただいて、相撲を学ぶという活動をしている学校もございます。また、健康面、食育の面では、大手しょうゆ会社の社員が、姿を変える大豆ということで、大豆がさまざまな姿に変わりますよということで、興味関心を持たせているものがございます。また、中学校においては、親子料理教室ということで、栄養学を専門とする大学の教授による指導があったりします。また、運動面では、ヨガ協会派遣講師によるヨガ教室をやっている中学校もあります。そんなので、やはり関心が高うございますので、こちらの事業については評価が高かったと分析ができるかと思っております。

次のページ、9ページの26番、特色ある教育活動、こちらにつきましても、管理職、保護者等については高く評価をされているところでございます。ただ、若干教職員のところ、2または1をつけている教員もいるということなので、やはり実施上の課題も少し見えてくるのかなとは思っております。

続きまして、11ページをご覧ください。11ページの32番、特別支援指導員、学習・生活支援員の項目でございます。

こちらは、管理職、教職員、保護者全て3.5以上の高評価をいただいているものでございます。やはり特別支援教育をさらに、より個に応じた決め細かな指導をしていくためには、指導員や支援員は必要だと。指導課といたしましても、指導員、支援員を学校の要望に応じまして配置をしているのを評価されたものと思っております。しかし、まだ十分ではないということで、次年度は14名の増員をしていく予定でございます。

続きまして、12ページをご覧ください。36番、幼児・児童国際教育でござ

います。

こちら、管理職3.57、教職員3.4、保護者3.44という高評価になっております。こちらはALTの派遣ということで、やはり国際教育の重要性というのを鑑みまして、ますます重要性があり、さらにALTを十分に配置しているという状況を鑑みまして、高い評価をいただいているものでございます。

続きまして、逆に満足度の低かった事業についてご説明申し上げます。

2ページにお戻りいただきよろしいでしょうか。2ページの(6)中学校の土曜学習教室でございます。

こちらは、管理職につきましては2.80から1.83と大幅に下がっております。保護者につきましては3.22と、満足度は変わらなかったのですが、かなり学校からの評価が下がっていると、特に管理職ですけれども、下がっているというものでございます。

今回、土曜学習教室の見直しを図りまして、土曜日だけではなく放課後も授業の補習ができる、あるいは発展的な学習の授業ができるということで、今後は中学校課外ゼミとして、土曜以外の実施もできるように事業の見直しを図ったところでございます。

続きまして、3ページ目をご覧ください。3ページ目の8番、社会体験・インターンシップ(中・中等)の項目でございます。

こちらは、管理職の満足度は3をオーバーしているのですが、教職員、保護者、教職員が2.80と低くなっております。また、保護者は3.54と、3.5をオーバーしているわけですが、この社会体験・インターンシップの事業内容は、都内の福祉施設において福祉体験を行うということに限定している内容でございます。ただ、派遣先の確保だとか、調整を業者に委託して、確保はしているのですが、やはり福祉体験だけではなく、キャリア教育の一環として、さまざまな企業を体験させることはできないだろうかという声があることを受けて、評価が若干下がってきているのではないのかなという分析をしております。今後また検討してまいりたいと思います。

続きまして、4ページ、いじめ防止啓発クリアファイル、10番でございます。

今回、お手元に配付しているものでございますけれども、こちらは、管理職が2.86から2.73と、昨年度より少し下がっています。また、教職員も同様、また、保護者も少し下がっております。この評価をとったときには、前年度のいじめ防止クリアファイルの取り組みについて評価をいただいているところでございます。前回は、昨年度、このクリアファイルについても少し形を変えたらどうかというようなご指摘を委員の方からいただいていたかと思っております。今年度、配付させていただいたように、少し絵柄をつけたりだとかという工夫をしておりますので、来年度の評価は、若干上がるのではないのかなという期待をしております。

以上が満足度の低かった主な事業の説明でございます。

最後に、平成25年度新たに新規事業として立ち上げたものについての評価のご説明を申し上げます。

同じく4ページです。4ページの12番、いじめ相談ホットラインでございます。

前年度との比較はできないのですが、管理職3.27、教職員3.11、保護者3.29と、3.5までは行かなかったのですが、3以上という肯定的な評価が多かったという分析ができるかと思えます。

なお、このいじめ相談ホットラインにつきましては、件数といたしましては、合計17件、本日ちょうど保護者の方から1件相談があったところでございます。多分このクリアファイルの裏面のいじめ相談ホットラインの電話番号を大きくした結果ではないのかなと思っております。

内容といたしましては、いじめに関する相談が4件、学校生活に関する不安の相談が1件、無言が2件、あとその他もろもろなものがございました。

連絡があった件については、1つ1つ指導主事が学校等と連携して解決を図ってまいりました。次年度も継続していきたいと思っております。

それと、もう1点、5ページでございます。次のページの15番です。スクールライフ・サポーターの中学校版でございます。

小学校版はかなりの評価をいただいていたわけなんですけれども、残念ながら中学校版は、保護者は3.33とまあまあ評価だったんですけれども、管理職、教職員の評価は3までは至りませんでした。

分析といたしましては、採用した大学生を学校がどのように活用するのかという方法論的な、あるいは内容的な十分な理解が図られていなかったのではないのかなと。指導課からの説明不足だったのではないのかなと思っております。また、大学生も、授業の合間合間に来るので、なかなか学校に来る時間と学校が要望する時間が合わなかったという現状もあったと思えます。大学に、学校の要望に応じた時間に来られるような学生を、継続的に来られる方を紹介していただけるように、今後、大学と指導課とで調整をしながら、来年度の募集をしてまいりたいと思っております。

説明は以上です。

近藤委員長

いかがでしょうか。ご質問等ございますか。

どうぞ。

古川委員

まず、6番の中学校土曜学習教室で、管理職の先生や教職員の先生方の評価が低かったということでしたが、今後は放課後のゼミに移行するという話でしたが、評価が低かったというのは、土曜日だと参加率が悪かったということになるのでしょうか。

指導課長

残念ながら、土曜日の参加率は低うございました。各学校ごと、3年生を対象にしても20名程度ぐらいしか申し込みがされていなかったという実態がございます。

古川委員

もう1点なんです、その上の5番の、「教育活動アシスタント」とありまして、ちょっと、なじみがなかったのですが、こういった方になるん

ようか。

指導課長 　　こちら、なかなかわかりづらいもので、実態がなかなか見えにくいものだと思います。要は、それぞれの事業で明確な目的を持って配置している、例えばスクールライフ・サポーターだとか、そういう方たちではなくて、授業にお手伝いとして、アシスタントとして来ていただきたいという、大学生中心だったりするのですけれども、その学校、学校の授業内容に応じて補助をしていただきたいという方のことを、この教育活動アシスタントといいます。ですので、学校で、例えば体育の時間にサポートとして1人学生が欲しいと、指導課のほうにご要望をしていただきます。それに対して、報償費を、何時間働いたのでお支払いしますという形で、かなり柔軟な、教育活動全体のアシスタントと考えていただけるとよろしいかと思います。

古川委員 　　特色ある教育活動の中で、以前各学校の要望の中でボランティアさんがたくさん申請されていましたが、それは特色ある教育活動で申請するものではないのではないかという議論がありましたが、今年度から別になったんでしょうか。こちらに一緒になったんですか。そういう方も入っているんでしょうか。

指導課長 　　若干説明不足で申しわけございません。この教育活動アシスタントは、平成23年度から実施されている事業でございます。特色ある教育活動は、学校・園が計画した事業に対して配置する予算措置でございます。その特色ある教育活動で、当然事業に対して指導者がついてくる場合には報償費として出ます。さらに、こちらは、教育活動アシスタント配置については、地域人材や学生ボランティアを各学校へ配置して、さまざまな教育活動の充実に接続するというところで事業が展開されておりますので、明らかに分けた事業展開になってございます。

古川委員 　　このアシスタントも、各学校の要望に応じて、何でもさまざまなんですね。

指導課長 　　事業は、授業との違いというのはあります。

古川委員 　　わかりました。

近藤委員長 　　ほかにはいかがでしょうか。

　　　　　　　　どうぞ。

中川委員 　　全体を見させていただいて、感じたことが1つありますが、さっきの2ページの土曜教室なんですけども、課長の説明で、参加者が土曜日に少なかったということがあったから、先生の評価というのは低いですよ、ここ。どういふことがあるんでしょうかね。

指導課長 　　結果として、参加者が少なかったというのがありますが、今回見直しをした、あるいは学校で考えていることは、土曜に特化した委託による事業の成果そのものが、やはり参加人数の少ない中での成果よりも、もっと生徒1人1人の基礎的な学力を伸ばしていきたいというものが根底として、今年度考え方としてございました。

　　　　　　　　もう少し具体的に言いますと、やはり指導の連続性というものもかなりウ

エートが高かったです。つまり月曜日から金曜日までは、学校の正規の先生や時間講師の方たちの指導が続いている中で、ふつつりと、土曜日に別の人が指導することによって、生徒の学力面だけではなくて、考えるくせだとか、そういう性格的なものを踏まえた上での指導がなかなか十分できていないんじゃないかと。それであるならば、平日の放課後だとか、連続した、例えば時間講師を、こちらの課外ゼミで報償費を当てて、子どものことをよくわかっている講師が継続的な指導をする、そんな事業展開ができるといいなということもあったので、管理職のほうは評価もこういう形になったんじゃないかなと思います。また、新たな事業としては、そういう学校の意向を踏まえた形に転換するというものでございます。

中川委員 それから、いじめ防止のクリアファイルなんですけど、親は随分評価しているなというのは思いましたけど、4ページですね、上のほうでクリアファイル。さっき言ったように、今年はずっとよくなるでしょうと思ったんですが。

それで、一番下の相談ホットラインなんですけども、数字や表を見ているとこれもどちらかというと保護者が頼りにしているんじゃないかなと思いました。

中学のスクールライフ・サポーターは、採用した学生をどのように活用したらいいのかをまだわかっていなかったということですよ。

軽井沢移動教室、6ページなんですけども、この中で一番低いのは先生なんです、教職員ですよ。これはどうして低いのかなと思ったんです。

指導課長 軽井沢移動教室は、4月早々に行う事業なんです。4月早々に行うというのは、中学校1年生の学級づくりを目的としておりますので、極めて教育価値は高いものです。ただ、学年始まりで、かなり教員も、学級事務だとか、さまざまところで、忙しい中で実施する宿泊行事というところで、教育の効果を了解しながらも、若干忙しさも感じているというところがこの数字にあらわれているんじゃないのかなと分析しております。

中川委員 同じように、8ページの小・中陸上競技大会も、先生の評価が一番低いですけれども、それもそういうこととか何かに関係しているんでしょうか。

指導課長 こちらの数値は、教職員、三者比べると低いのですけれども、3.07という、肯定的な評価を得ておりますので、先ほどの説明よりは、先生方はこの事業については肯定的に捉えていらっしゃるということだと思います。ただ、昨年度2.88という形になっており、やはり負担感というところはあるのかなとは思っています。

中川委員 それから、10ページのICT化の推進ですけれども、3.0を超えていますから、肯定的なんでしょうけれども、やっぱりこれも先生が一番低くて、もう少し、先生たちが、課題があるかなと思っていらっしゃるのかなという……

指導課長 こちらは、先生方が大変だということを感じているという分析よりも、やはり校務のICT化を、私どもが導入したんですけれども、なかなかシステムとして、学校の先生方の使い方に応じたシステムにまだ十分になっていない

というのが私どもの分析です。ですので、毎年やりながら、課題点が見えてきて、それを解決していくというシステムを構築しております。ですので、先生方の評価としては、昨年度の2.65から3.08と、少し上がってきているのがそのあらわれではないのかなと思っています。ただ、管理職のほうが、まだまだそちらの評価が低いというのは、また別な部分での課題認識をされているのかなと思っています。きちんとヒアリングをしてみたいと思います。

中川委員 それから、13ページですけども、中学校ALTと中学生海外交流教育の管理職のところ、赤線が何にもないんですけども、もしかしてこれって色を間違えたのかなと思ったんですが。

指導課長 赤線がないというのは、表を見ていただきますとわかりますように、4段階の3が赤となっております。その3をつけた方が、4名中どなたもいらっしやらなかったと。4か2か。

中川委員 4か2か。平均すると、3になると。

指導課長 そういことですね。

中川委員 これは、この評価とは別のこともかもしれませんが、岩井とか孀恋は保護者も随分評価していますが、これに対して、来年度どのようになるんでしょうね。予算編成のときに出た課題だと思うんですが。

指導課長 前に、この岩井臨海学校、中学校については、委員の皆さんからご意見をいただいて、いや、まだやる価値があるのではないのかというご意見をいただいたところかと思えます。それをもって、来年度につきましては、継続して岩井臨海学校、中学校の部分については実施する予定でございます。

前にもお話ししましたとおり、連合宿泊行事等々につきましては、来年度からまた協議を進めていくと。結論がどうなるかはわかりませんけれども、話し合いをしていきながら、今後のあり方については検討していくものでございます。

中川委員 わかりました。どうもありがとうございました。

近藤委員長 ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

教育長 いろいろご意見ありがとうございました。

私も何点か気になっているところがありまして、例えば15番のスクールライフ・サポーターの中学校の評価が、小学校に比べてかなり低いというところについては、今、指導課長から説明がありましたけども、今の仕組みの中での学校への働きかけに問題があるのか、あるいは学生さんとの調整の問題なのか、もう少し何か別のやり方があるのか、そこも含めて、内部で、いろいろこのデータ等をもとに議論させていただければと思います。

それから、中学校の土曜授業については、先ほどお話しさせていただきましたけれども、平成26年度は平日の授業と組み合わせる形で、平日にも実施できるよう事業の組みかえをしていますので、そのやり方でチャレンジさせていただいて、その状況をこういった場で報告させていただければと思います。



す。

それから、土曜授業の問題は、中学校ばかりではなくて、今、小学校でもそのあり方が大きな課題になっていて、その辺も、私ども早急に整理しなくてはならない課題と認識しています。またそれについても事務局の中で検討させていただいた上で、ご意見を伺い区議会にも報告させていただきたいと思っています。

以上です。

近藤委員長 よろしく願いいたします。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

(なし)

近藤委員長 では、特になければ、先へ進んでまいります。ありがとうございます。

#### ◎日程第4 その他

近藤委員長 それでは、その他報告事項に入ります。

当初の予定外で、各課長より何かございますか。

子ども総務課長 特にございません。

近藤委員長 ありませんか。

では、教育委員からは何かございますか。

どうぞ。

中川委員 市川先生が、この間、都立の中高一貫校について本があつて、その中に九段中等がどうかということをおっしゃっていたんですけど、あれは幻冬舎から出ている中高一貫という本のことでしょうか。ちょっとおもしろいので読んでみたんですけども、その中に中高一貫のことが出ていたんですけど、あれを書いた人というのが、中高一貫の白鷗高校で教師をしていた河合さんという日本史の方なんですね。ご存じで？

市川委員 顔と名前が一致しないんですよ。

中川委員 そうですか。その方が書いた本で、ほとんどが、白鷗高校の流れから、中高一貫というのはどういうものかというのを書いているんですけども、その中で、九段のことを書いたところがあつたので、ちょっとコピーをしておいたので、後でご覧になっていただければいいかなと思ったんですけど。

私が知っている以上の九段中等教育学校の情報は何も書いていなくて、学力のことも別に書いていないんですが、中高一貫といっても、連携型の3つ中等教育学校と併設型の中学校・高等学校があるということが書いてあつて、その問題点などもあるんじゃないかということを書いてあり、中高一貫になるまでの文部省や都の取り組みや経過が書いてあつておもしろかったんですけどね。

やっぱり問題点というのは、一番初めは、中高一貫をつくったときに、ゆとりを持ってというか、6年を通してちゃんと学力をつけるようにとか、自分の道を見つけようというのが当初だったんですけども、ただ、だんだんやっ

ているうちに変わってきて、白鷗高校が東大生を6人ほど出した、そのときから、流れが変わってしまったということが書いてありました。今の問題点というのは、適性検査の作成の先生方の苦勞がすごく大きいこと、また、都立中高一貫校の躍進というのを私立がすごく危惧しているということや、従来の公立中学との不公平感などですね。中高一貫だと先取り学習というのができるけど、中学校というのは、教えることはもう決まっていますから、それ以上のことはやってはいけないということになっていて、やっぱり優秀な中学生が公立学校にいて、それをもっと伸ばしてあげたくても伸ばせないようなことがあるんじゃないかとか。あとは6年間の中だるみの問題や、教員が定着しないという問題があるそうですね。あんまりにも忙しくて、3年ぐらいで離れちゃうというようなことが書いてありました。

市川先生は、東京都の教育長をしていらしたのはいつごろのことですか。

市川委員

2回高校改革っていうのをやっているんですよ。2回目は、僕はもう現役でなかったところで、1回目のころからもう、ものすごい議論になっていましたね。私は最初は反対だったんですけどね。しかし、九段については議論したり同窓生の話を書いたりしているうちに、こういう方法しかないんじゃないと考えるようになりました。非常に差しさわりある言い方をすれば、保護者の方にも九段の、当時まだできていませんでしたけど、プールの修理・改築状況を見に入らせないんですよ。拒否するんですよ。そういうようなことというのは、やっぱり制度を変えないと、当時、現に学校経営にあたっている校長先生にいくら言っても、だめなんだろうなと思いました。それは一貫校だからそうなんじゃなくて、普通の学校でも、一貫校じゃない学校でもそういうことがありましたし、時の流れと言っちゃ変ですけど、流行みたいなものでね、男子高校生が剃りを入れるってやっていましたよね。あれと一緒になんだろうけども、廊下を自転車で飛ばすとか、そういうことをやっていた時代の話なので、それを強制的に改めるのは、先生も怖いんですよ、実は。

そういうことの、あれやこれを含めてやったわけですけど、結局はおとなしやかな進学校になっちゃって、僕ら感覚からずれてきているのかなど。ただし、一貫校の大部分は伝統校ですからね、当時だめだったんですけども。だから、少し横から力を入れてやったり、予算をつけたり、いろんなことをするのはいいんだろうと思うんですけどね。ただ、やっぱり見直すべき点には来ているんだろうなという気はしましたね。読んでいてもそうです。

中川委員

そうですね。

市川委員

具体的な名前、10校ぐらい。10校でしたっけね、あれ。

中川委員

そうですね。

市川委員

やっぱり不断の見直しというのは教育では是非とも必要なんですね。

中川委員

だけど、やっぱり当初の目的とはちょっと離れてきているという感じがします。一番初めにつくったときには、受験校ではなかったはずなのに。そのほかに、日比谷とか、いわゆる進学校だったところは、進学を強化すると

いうことを、都の教育委員会が始めましたよね。東大に入る人数で言うと、一貫校がそれほど効果を出しているとは思わないというようなことを河合さんは書いていましたけど。

近藤委員長

そのあたりのというか、考え方はいろいろあるだろうし、人それぞれの受けとめ方というのがあるんだと思いますけれども。

例えば、学校の教育内容で考えても、中学校3年間、高等学校3年間という区切りで教育を施していくのと、6年という区切りの中で施すのでは、教育課程の多様性というのは、当然6年の区切りのほうがあると思うんですね。さっき中川委員が、中学校は、勉強ができる子どもも先へ進めないというふうにおっしゃったけれども、今は違います。以前は学習指導要領というのはそうだったんですね。学問体系が崩れるから、学年の学習内容というのを崩してはいけなかったんですけれども、今は、どんどん理解する子どもには、発展的な学習ということで、もっと高難度のものを与えていってもいいことになっているんですね。ただ、40人というか、35人の学級の中で差を持たせた指導がどこまで可能かということがあるわけですから、選抜された、学校の中で、しかも6年というスパンの中だと、そのあたりをうまくやっていけるのかなど。そこへ対応していくためには、やっぱり習熟度別の学習のようなことしかないんですよ。

習熟度別学習というのは能力別ではないですから、その時々の子もたちの習熟によって学級編制をしていけば、子どもたちにモチベーションを持たせることもできるし、決めつけたランクづけをするわけではないですから。

それと、中等教育学校ができ年数を重ね、当初の目的と違ってきているというのは、確かにそうだと思うんですけれども、それをどうするかということよりも、なぜ違ってきたのかということを考えるとき、それは社会のニーズであったり、保護者のニーズに基づいた結果としてそうなっているという捉え方をするのが、僕は一番というか、そういう考え方をする方が一番人数的に多いんじゃないかと思うんですよね。そうすると、何が正しくてというか、これからどういう方向で行くのかというのはやっぱり見えてきますよね。

中川委員

ただ、公立の学校だから、いろいろな生徒が入ってくるわけですよ。そのときに、公立の学校というのは、きちんと1人1人を見ていかなきゃいけないわけだから、そのときどうしていくか考えなければなりませんね。

近藤委員長

そうですね。いろいろ考え方というか、ご意見あるかと思いますが、でも、また機会を見つけてそういうことを少しずつでも入れていければというふうに思います。

今日は、とりあえずその件はよろしいですか。このあたりで打ち切ってよろしいですか。

中川委員

はい。

近藤委員長

それでは、その件は終わりとします。

日程の最後にいたしました第1、議案、指導課の人事案件がございます

が、それは全て終わってから、一番最後ということよろしいですか。

(了 承)

近藤委員長

それでは、暫時休憩いたします。

－休憩（午後４時３５分～午後５時００分）－